## 第5編 緊急対処事態への対処

## **1** 緊急対処事態 (法183)

- 市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。
- 市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と 類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施など の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処 に準じて行う。

## 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達(法183)

- 緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。
- 緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等 における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

## 【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部 (長)	緊急対処事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻擊災害	緊急対処事態における災害